

登録については  
059-225-4181

# みえ生活衛生 サービスクーポン 利用可能施設を 募集しています。



## 生活衛生営業施設の皆さまへ

き~ぼうとつむぎちゃんは、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」のマスコットキャラクターです

物価高騰等の影響を受けている県民を支援するため、生活必需サービスである生活衛生関係営業施設で利用できる「みえ生活衛生サービスクーポン」を配布することになりました。

利用の対象は、三重県内の生活衛生営業施設（理容室、美容室、クリーニング店、公衆浴場）のうち、利用可能施設として登録された施設です。

県民がクーポン券を利用しやすいよう、「利用可能施設」への登録をお願いします。

登録の条件は以下になります。

- (1) 三重県内で理容師法又は美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法のいずれかに規定する確認または許可を受けていること。
- (2) 本事業の趣旨に賛同していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

なお、経費（受領したクーポン券の額面総額）の支給は、3月になりますことを、ご了承ください。

**使用方法：**利用額の半額分までのクーポン券可能（1回4,000円分まで）

各種生活衛生サービス（物販等除く、公衆浴場のみ回数券可）の支払いに使えます。  
利用額の半額以上を本人が負担することが条件です。

**使用期間：**令和5年1月上旬～2月28日（火）

利用可能施設の登録・クーポン配布を希望される方は、  
みえ生活衛生サービスクーポン特設サイト（こちらのQRコード→）から

クーポン申込締切：令和4年12月24日（土）

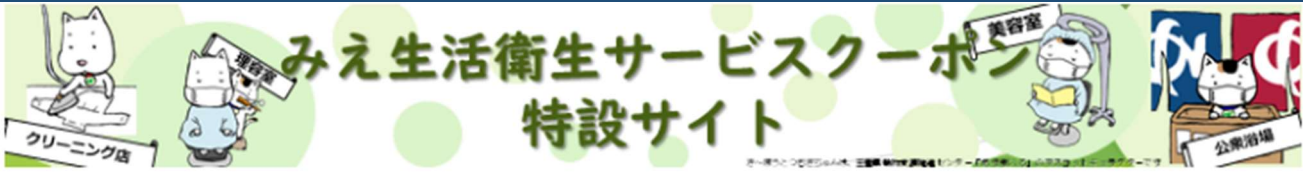
利用可能施設登録締切：令和5年2月22日（水）



みえ 生活衛生 クーポン

検索

# オンライン申請方法



## みえ生活衛生サービスクーポン特設サイト

物価高騰等の影響を受けている県民を支援するため、生活必需サービスで利用できる「みえ生活衛生サービスクーポン」を配布します。

※利用可能施設：理容室、美容室、クリーニング店、公衆浴場のうち、利用可能施設として登録された施設  
(事業者の方の登録は、[こちら](#))

①ここをクリック

### ■ 利用可能施設の登録申請

三重県内（四日市市保健所管内を含む）の理容室、美容室、クリーニング店、公衆浴場で、各法令に基づく確認済みまたは営業許可取得済みの施設で、利用可能施設として登録を希望される方は、下記の要項の内容を確認のうえ、登録申請サイトで申し込んでください。（最終締切は令和5年2月22日）

[PDF](#) みえ生活衛生サービスクーポン事業実施兼交付要領 (pdf:385kb)

登録の条件は以下になります。

- (1) 三重県内で理容師法又は美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法のいずれかに規定する確認または許可を受けていること。
- (2) 本事業の趣旨に賛同していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

なお、経費（受領したクーポン券の額面総額）の支給は、3月になりますことを、ご了承ください。

②ここをクリック

[利用可能施設 登録申請サイト](#)（三重県生活衛生営業指導センターの特設ページ）

書面による申請も受け付けています。上記登録申請サイトにてご確認ください。

事業者向け

③どちらかをクリック

✉ メールでのお申し込み  
参加申込フォーム

FAX・郵便でのお申し込み  
FAX・郵便申込方法